

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	電話相談強化事業における「心の健康づくり電話相談」夜間・休日対応業務
発 注 課	保) 障がい保健福祉部精神保健福祉センター
選 定 事 業 者	公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務の目的は、当センターにおいて平日の日中に実施している電話による精神保健福祉相談を、平日の夜間及び土・日・祝日においても実施することである。 電話による精神保健福祉相談を行うには、相談従事者が精神保健福祉に関する幅広い専門知識や傾聴力、対人援助技術力等、専門的に訓練・養成された能力及び豊富な経験を有している必要がある。上記事業者は、平成23年3月から本業務を継続的に受託しているほか、区役所の家庭生活相談窓口へのカウンセラー派遣等を行っているなど、電話による精神保健福祉相談において十分な技能や経験を有している。 また、本業務を遂行するには、平日の夜間や土・日・祝日に、上記人材や業務実施に必要な設備等の環境を確保する必要があるが、上記事業者は北海道の「心の健康づくり電話相談」や北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として行っている犯罪被害者支援の相談事業など、多くの電話相談業務を事業所内で実施しており、本業務遂行に必要な体制を有していると認められる。 これらのことから、本業務の目的を達成できるのは、上記事業者の他になく、競争入札に適さない。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年（2025年）3月11日